



令和2年7月 相談件数

643件

(前月比: ▲116件)

(前年同月比: ▲157件)

掲載内容

- 高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 高齢者からのご相談が多く寄せられています!
- ご存じですか? 暮らしの巡回講座
- 高齢者相談事例
- ちばし消費者応援団団体会員の活動紹介
- 消費者被害注意報

～関東甲信越ブロック～

高齢者悪質商法

被害防止共同キャンペーン



千葉市消費生活センターでは、関東甲信越地区の都県、政令市など共同で、「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」を9月に実施します。悪質商法や消費者トラブル、電話de詐欺(振り込め詐欺)などの手口と対処法を知り、被害にあわないようにしましょう。また、ご家族など身の回りの人が被害にあわないように、見守り活動や声掛けをしましょう。

お金を守る。「護身術!」(悪質商法被害防止講演)

 ちばシティポイント
 対象講座

消費生活相談員・警察署員による講演会を開催します。当事者やご家族はもちろん、高齢者・障害者等の見守り活動に携わっている方は、活動に役立てるためにもぜひご参加ください。

日程	場所	時間	定員	お申し込み方法: 9月1日(火) 9時から先着順 各会場30人まで 市内在住・在勤・在学なら、お住いの区に関わらず、どの会場でも参加可能。 ※3密に配慮して実施します。 マスクの着用にご協力ください!
10月7日(水)	幕張公民館	14:00~15:30 (13:30開場)	各30人	
10月14日(水)	おゆみ野公民館			
10月16日(金)	みつわ台公民館			

※事前のお申し込みが必要です。電話: 207-3602 または FAX: 207-3111 にて受付ます。

◎FAX でお申し込みの方は、希望者全員の住所氏名・電話番号と希望日を明記してください

無料



高齢者トラブル110番

商品・サービスの契約トラブルのご相談

消費生活相談員がまずは電話でお話を伺います。

日時: 令和2年9月23日(水)・24日(木) 9:00~16:30

相談専用電話: 043-207-3000

 お気軽に
 ご相談
 ください!


高齢者からのご相談が多く寄せられています！

令和元年度（平成31年度）に千葉市消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は、**8,331件**で、前年度と比較して**150件**増加しました。

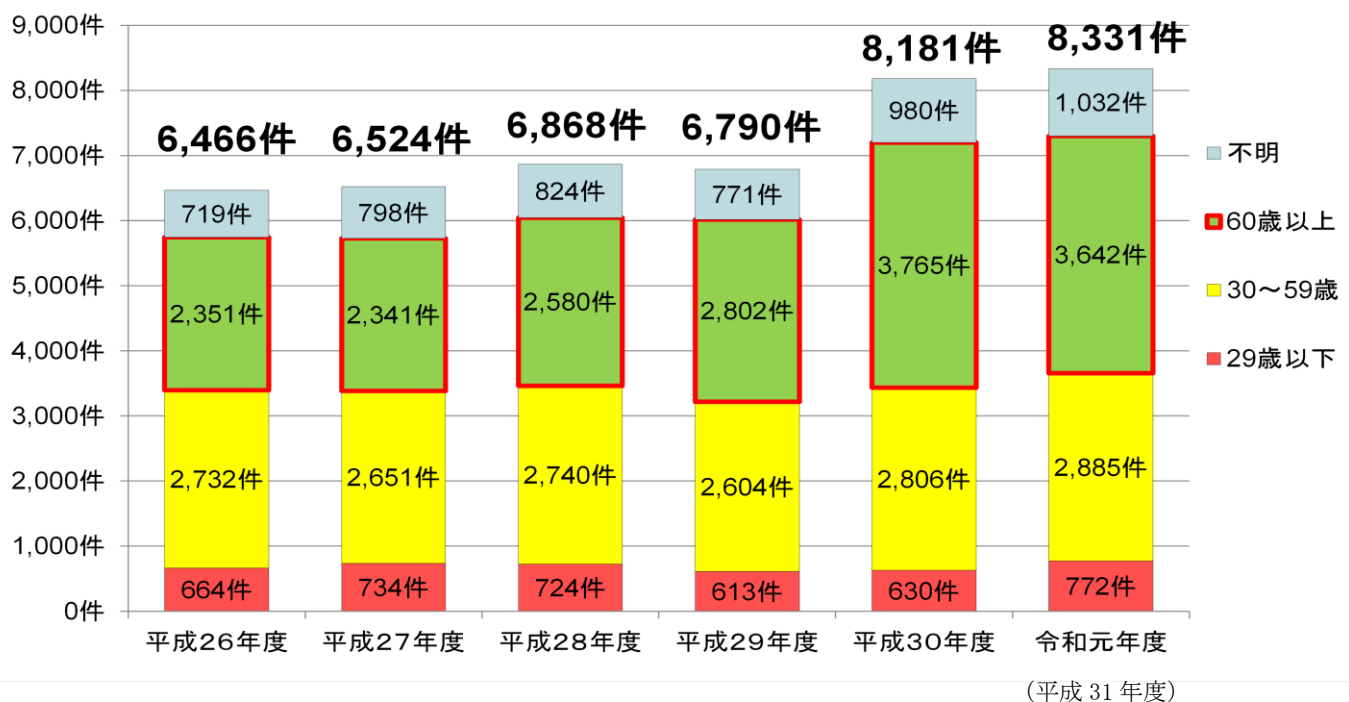
年代別に比較すると、60歳以上が**3,642件**と多く、消費者トラブルのご相談は60歳以上が全体の約半分を占めています。

また、相談件数の上位には、はがき等による架空請求に関する相談が多く寄せられています。



相談件数の推移（年代別）

令和元年度（平成31年度）相談件数は**8,331件**！（前年度比**1.8%**増加）



ご存じですか？くらしの巡回講座

千葉市消費生活センターでは、無料で「くらしの巡回講座」を実施しています。消費生活に必要な知識を学んでいただくために、地域の集まりや講座、講演会などに講師を派遣します。消費者トラブルの防止や消費生活に必要な知識の普及を図ることにより、市民のみなさまが安全、安心できる暮らしのお手伝いをします。

講座の例：シニア向け講座「悪質商法の手口と対処法」など数種類

対象は市内在住・在勤・在学の概ね15人以上のグループ・団体です。開催希望日の2か月前までにお申し込みください。

※お申し込み方法や、詳しい内容については、電話・FAXでお問い合わせください。

電話：043-207-3602

FAX：043-207-3111

ホームページもご覧ください。

千葉市 巡回講座

検索





【高齢者に多い相談事例】



事例① ◆お試したと思って購入したら定期購入だった◆

新聞で健康食品の広告を見つけた。8,000円の商品が、『初回お試し500円』とあったので、1回だけお試しならと思い注文したが、1か月後にまた商品が届き、8,000円の請求書が入っていた。あわてて業者と連絡を取ったが、「4回以上購入するのが条件なので解約には応じられない。」と言われた。

★解説★

通信販売はクーリング・オフが出来ません。原則、事業者の設けた規約に従うことになります。商品を注文する際には、契約内容や返品条件をしっかりと確認しましょう。特に、通常価格と比べて初回購入価格が低い場合は、複数回購入が条件の定期購入であることが多いので注意しましょう。

事例② ◆光回線契約◆

契約中の大手通信事業者 A を名乗る電話があり、「光回線が今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A 社のプラン変更だと思い手続きをした。後日送られてきた書類を見ると、別会社との契約になっていた。また、他のオプションサービスとセット契約になっており、総額は以前より高くなってしまった。

★解説★

「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなることがあります。

勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容をしっかりと確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。

この契約は電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象となります。

解約したいと思ったら、すぐに契約した事業者に申し出ましょう。

心配な時や判断に迷う場合は、早めに消費生活センターにご相談ください。

自己の名称等を告げない勧誘行為は**禁止**されています！





ちばし消費者応援団（団体会員）の活動をご紹介します♪

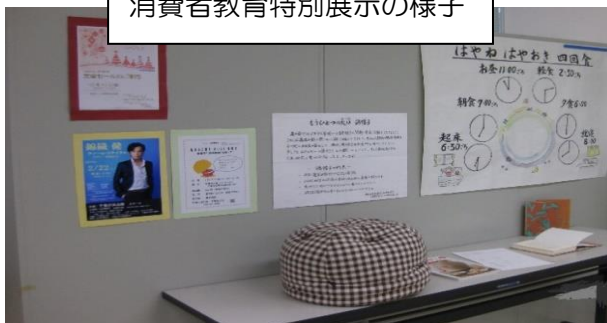
千葉友の会

〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町 1410
お問い合わせ ☎ 043 (231) 4408
公式ホームページ tibatomonokai.com

「千葉友の会」は、1930年、ジャーナリストで教育者の羽仁もと子氏を中心に、雑誌「婦人之友」の愛読者によって生まれた全国友の会の一つで、千葉市を中心に、房総半島一円に会員がおります。

「家庭は簡素に社会は豊富に」をモットーに、会員同士で衣食住、家計、子どものこと、消費生活について学んでいる他、家計簿や衣食住に関する講習会を定期的開催しています。消費生活センターと連携し、【消費者教育特別展示】への参加や、生涯学習センターとの自主企画講座等も行っています。

消費者教育特別展示の様子



消費者被害注意報 No. 90

「保険金が使える」と誘う住宅修理サービスがきっかけでトラブルに！

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる。」「保険申請を代行するので住宅修理をしないか。」など、「保険金が使える。」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。

事例1 突然自宅に事業者が訪れ、「保険金を使って無料で雨どいの修理をしませんか。」と勧誘された。「雨どい以外の古くなったところも、台風のせいにして修理しましょう。保険金申請のサポートもする。」とも言われたが、契約して大丈夫か？

事例2 自宅に「台風被害を保険金の範囲内で修理」、「火災保険加入者が対象」、「保険の手続きも当社が代行」などと書かれたチラシが投函されていた。修理を依頼したが、着工前に保険会社から支払われた保険金が事業者の見積額に比べ安かったため、修理をやめたいと申し出たところ、解約料として保険金の50%を請求された。



消費者トラブル防止のために

※台風などの自然災害の後に、トラブルが多くなります。

- 保険申請を行う場合は、事業者任せにせず自分で手続きをしましょう。まずは加入している保険契約の内容を確認したうえで、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- うその理由で保険金を請求することは、絶対にやめましょう。
- 災害による被害で各種修理が必要な場合でも、複数の事業者から見積りを取ったり、周囲に相談したりしたうえで、慎重に契約しましょう。
- 事業者の説明を鵜呑みにせず、保険金の範囲にとどまらない修理が発生した場合の負担はどうなるのか、解約したい場合の対応など、納得がいくまで確認してから契約しましょう。
- しつこく訪問・勧誘されても、必要のない修理はきっぱりと断わりましょう。
- 修理費用が妥当か判断できない場合は、「住まいるダイヤル」
(☎0570-016-100)へご相談ください。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く